

公益社団法人小田原青色申告会
第2期事業計画書

(平成26年度)

自：平成26年4月1日

至：平成27年3月31日

I 基本方針

昨年4月に新たな公益の担い手として「公益社団法人」へ移行した当会は、会員各位の深いご理解と関係行政機関等の温かいご指導ご鞭撻によりまして、公益目的事業を始めとした各種事業を積極的に展開し、円滑な歩みをはじめることができました。あらためて会員を始め多くの関係者に深甚なる感謝と御礼を申し上げます。

政府の経済見通しによる平成26年度の我が国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要による反動減が見込まれるものの「好循環実現のための経済対策」を含む「経済政策パッケージ」の実行により、前年度に引き続き、堅調な内需に支えられた景気回復を受け、好循環が徐々に実現して行くものと見込めるとしております。

この結果、物価については前年度より上昇率が高まり、消費者物価は3.2%程度になり、労働市場の改善を伴いデフレ脱却に向うことから、国内総生産の実質成長率は1.4%程度になると見込んでおります。

しかしながら、新興国の通貨不安問題や為替市場の動向のリスクに加え、原発稼動に絡む電力問題を発端とした貿易赤字、さらに巨額な国債残高を抱えるなかで「社会保障と税の一体改革」に絡む消費税・相続税の課税強化が実施されることから、政府はこれまで以上に景気動向や経済社会の変化に、柔軟かつ機動的に対応することが強く求められております。

また、今期通常国会において小規模事業者の振興を図るための基本法が審議されるとのことでありますが、中小事業者にも満たない個人事業者が多い当地域の事業環境は依然として厳しい状況にあります。

このような中、当会は自立的運営を基本とし、会員サービスの拡充を念頭におくとともに、公益の増進に寄与するために、関係法令を始め定款・諸規程等を遵守した上で、会の目的に則した事業を積極的に展開して参ります。

なお、公益法人改革に伴い、主務官庁制が廃止され、当会は自律的な納税

者団体として「自主」「自立」の基盤整備が重要となっていることから、これまで以上に、会員及び納税者から信頼され、税に関する「不安」を「安心」に変えるお手伝いを果たす、真面目な納税者団体を目指して参ります。

特に、創立60年を余の歴史を誇る当会が、今後も安定的な運営が継続できるよう、本年度内を目途に、中期3ヵ年経営計画を策定（平成27年度～平成29年度）し、民間企業と同様に、戦略的視点から「会のあるべき姿」を見据えた経営計画を指針とし、社会経済の変化に的確・柔軟に対応した上で、最重要課題である会勢拡大を推進するとともに、従来に増して適正で公平な申告納税制度の推進と納税道義の高揚等に努め、会員サービスはもとより公益目的事業等の充実を図り、以って国政の健全な運営並びに地域社会の発展に貢献して参ります。

主要事業につきましては、次の通りです。

II 事業計画

1 租税関連事業（公益1事業）

（1）記帳支援

平成26年1月から、全ての白色申告者に記帳や帳簿等の保存が義務化されました。こうした小規模零細な個人事業者（青色・白色申告者）に対して、これまで以上に公益目的事業である「記帳指導」「記帳処理」「記帳代行」の記帳支援を積極的に展開しつつ、納税者自らが記帳（自計）できるよう支援に努めて参ります。

特に、これまで記帳慣習のなかった白色申告者に、正確な記帳を周知徹底するため、機関紙「広報あおいろ」等を通じ、具体的な記帳の仕方を案内するとともに、さらに、実務的な記帳を早期に習得できるよう、税務署や関係団体と連携を図り「記帳個別指導会」等を適宜開催することや、複式簿記の講座を開催するなど、申告納税制度の根幹を支える記帳支援を積極的に実施して参ります。

（2）決算・申告指導

本事業は、会の根幹をなす公益目的事業であり、国民の三大義務の一つである「納税の義務」を果たすための申告納税制度を支える、重要な使命を持った事業であります。その意味からも、税務当局はもちろん税理士会に協力を仰ぐとともに連携を深めて、適正で公平な課税のもとで、自主申告を維持させるため、関係法令を遵守した上で事業展開して参ります。

実施に当たりましては、電子申告等の普及を含めたICT化（注1）を図りつつ効率化にも努めて、適正申告・期限内納税の促進を目指します。

なお、確定申告指導会場の運営にあたりましては、税理士会からの税務支援を受け、青色申告会の機能と税理士の職能を活かし、納税者の利便性に資するとともに、正確かつ親切丁寧な応接を通して地域に貢献して参ります。

また申告指導会場は、会費を主な財源とさせて頂いていることから、会員の待ち時間の短縮につながる会場利用の特典（電子申告の予約等）の拡大とともに、その周知にも積極的に努めて参ります。

（注1）ICTとは、情報処理・情報通信サービスの総称で、IT(情報技術)の同意語で、総務省をはじめとした行政機関で用いられている。

（3）税のセミナー等

社会保障と税の一体改革が進められているなかで、所得税の改正内容に注視するとともに、相続税の課税強化が図られ、平成27年1月から相続税の基礎控除額等が大幅に引き下げられます。これを受け、これまで相続税の対象外とされた、住宅や事業所等にも課税されることが予測されます。こうしたことから、相続税の仕組み等を周知するとともに、本年1月から、全ての白色申告者に記帳や帳簿等の保存が義務化されたことなども含めて、早期に正確な記帳を実践できるよう、具体的な記帳の仕方等の周知をはじめ、タイムリーな時期に「身近な税金セミナー」を開催いたします。

また、記帳・決算に欠くことのできない簿記の重要性を念頭に開催している「複式簿記講座」につきましては、税理士会の協力を得て年2回（春季・秋季）の講座を開催し、記帳支援事業利用者を含めた事業者自らが記帳できるよう、活用を促して参ります。

（4）創業セミナー

新規の開業者及び開業予定者を対象とし、開業時に必要不可欠とされる「事業計画の作成」「融資の受け方」等を、それぞれの分野の専門家が指導・助言及び関連情報の提供を行っておりますが、本年度は当会主催セミナーの特徴を盛り込むなど、内容の充実を図るとともに、周知方法にも工夫を凝らし、継続実施して参ります。

（5）青色申告・小学生の税の書道展（第33回）

小学生児童に、書道を通じ税の重要性を学びとってもらうための啓発事業として定着している「税の書道展」は、親子二世代にも及び出品したというような声も聞かれるほど、地域に浸透し回数を重ねて参りました。

今後の事業継続については、本事業の主要な財源となっている事業所から

の協賛広告料の減少傾向に対応し、財源確保に意を注ぐとともに、入賞児童を顕彰しながらも企画に改善を加え、効率的・効果的を心掛け、本年度も小田原税務署管内児童の高出品率を維持する周知に努めて参ります。

(6) 税の感想文コンクール

国税庁の税を考える週間事業に絡めて、「税」について関心の薄い若い世代に、税の役割や重要性を周知するため、近い将来納税者となる小田原税務署管内の高校生に対し、税務署の租税教室を受講した後、税の感想文を広く募集することで、税に対する理解を深めてもらいながら納税道義の高揚を図ります。

(7) 機関紙「広報あおいろ」の発行等

昨年秋に全面カラー化しイメージを刷新した「広報あおいろ」の発行は、本会の公益目的事業等を広く会員並びに地域住民に周知する上で、極めて重要な役割を担っております。よって、紙面作りに工夫を凝らすとともに、常にタイムリーな記事が掲載できるよう、情報収集に努めて参ります。

また、ホームページや街頭広報事業（税の標語入りボールペン配布等）の広報活動全般につきましても、適宜改善に努め実施して参ります。

2 地域貢献事業（公益2事業）

(1) 講演会

多くの方々に親しまれ定着している、著名人による「秋の講演会」は、事業の本質的な目的を見据えた上で、時宜を得た講演題目を始め集客が見込まれる講師を招くとともに、より多くの方が来場しやすい時期や時間帯等に配慮した上で、企画実施して参ります。

(2) スポーツ振興等助成事業

当会が地域貢献事業の一環として実施している本事業は、本年度で6年目を迎え地域に定着しつつあります。

なお、昨年、公益社団法人への移行とともに要綱を改正し、助成対象に商業等振興団体を新たに加え、商業の振興を通じ地域の活性化にも貢献することと致しました。本年度は、本事業の目的を再認識し申請状況等を注視した上で、必要に応じ助成条件等の更なる改善を図って参ります。

(3) 事業所紹介サイト「どこどこ」

強力な広報手段を持たない、個人の会員事業所等の「商品」や「サービス」の特長を、インターネットを活用し不特定多数の人々に広くアピールする目的とした情報発信サイトとして、事業所と消費者との接点を広げ会員を始めとした事業者の経営支援を行うなかに、地域の活性化に貢献して参ります。

3 共済事業（収益1事業）

(1) 会員の経営と生活の安定に向けた共済制度普及

当会の会員の中核をなす、小規模事業者の事業引退後の老後の生活安定を図ることは会の使命であり、退職金の積立を図りながら節税にも繋がる「小規模企業共済制度」と「中小企業退職金共済制度」の未加入者に積極的な制度普及促進を図って参ります。

また、当会が青色ファミリー共済制度の契約者となる規程に改め、本年度から保障内容の改善を図ったことから、会員（加入者）のための相互扶助制度としての役割と、スケールメリット等の積極的な周知に努め、制度普及を図って参ります。

(2) 保険見直し相談会

保険制度は、加入者の年齢や家族構成等により、必要とされる保障内容が時の経過とともに変化いたします。この変化に的確に対応するために、ファイナンシャルプランナーによる個別相談会を定期開催し、個々の会員の皆様の状況に合わせ、様々な角度から保障内容を検証することで、将来の安心と無駄のない加入に向け適切なアドバイスを行って参ります。

(3) 生活習慣病検診事業

日本の生活習慣の変化や高齢化により「がん」「脳卒中」「心臓病」「糖尿病」等の生活習慣病を基因とする死亡率が6割を占めていることから、定期検診を通じ、疾病の予防と早期発見に努めることが重要とされております。

これを受け、当会では会員をはじめ多くの方々のかけ替えのない「健康と言う財産」を守るため、多数の検査項目を短時間で廉価に受診いただける、生活習慣病検診（年2回春季・秋季）を継続実施して参ります。

4 会館賃貸・貸室事業（収益2事業）

平成24年7月に法務局が退去した後の「納税者センター青色会館」の2階賃貸スペースに、本年4月から新たな公益法人の入居が決定し、4区画のうち3区画の入居が決まったことから、残る1区画についても、積極的に募集情報の発信と入居者の情報収集に努め、年度内を目処に入居者の早期確保に努めて参ります。

また、昨年度、耐震工事を実施していない会館5階について、専門家から床の構造上、大きな加重がかかる使用方法は好ましくない旨の指摘を受けたことから、今後は、安全面を優先し、使用方法を会議等に限定した上で有効活用して参ります。

これを受け、今後は確定申告指導会場等の集客の多い事業につきましては、他の階に分散・移設するため必要な造作を実施して参ります。

また、併せて青色会館は建築より50年余りが経過しているものの、建物の躯体本体は管理次第で長期利用に耐えることができることから、できる限り会館が安全かつ快適に利用ができるよう、過去に実施した建物調査・診断結果を踏まえた上で、さらに必要とされる建物や設備の検査等を実施した上で、施設の保全に向けた建物修繕長期計画を策定し、計画に沿った修繕や塗装工事等を的確に実施して参ります。

さらに、会館の維持管理の適正透明性に加えて効率化を図るため、管理委託業務の項目や支払い方法等の改善を図って参ります。

5 会員厚生事業（その他1事業）

（1）各種無料相談会

会員の幅広い相談のニーズにお応えするために、専門家による「法律の相談」「税の相談」「特許・商標等の相談」「年金等の相談」「経営の相談」「不動産の相談」等の各種個別相談会を定期開催し、会員の事業経営の安定と生活支援に努めて参ります。

（2）異業種交流会

本事業は、会員の事業承継予定者や若手経営者を中心とする会員相互の「経営情報の交換」「自己啓発」の研修及び「人脈作り」の場として、若い個人事業者の資質を磨く研修会等を通じ、地域を支える経営者の養成に努めて参りました。

平成21年に発足し5年目を迎え、自律的な企画運営の気運も高まり、交流会の主要メンバーから、参加者を拡充するなかに、中核となる一定人数によ

り組織が維持できる見通しがついた段階で、異業種交流会を発展的に解消した上で、自主運営を行う青壮年部会（仮称）への移行を目指し、新たな組織の設置を視野に入れ慎重に検討を重ねて参ります。

（3）エンジョイサービス

記帳処理利用者の親睦交流の場として、僅かな費用で気軽にご参加いただける日帰り小旅行を始め、体操教室や書道教室等を企画実施して参ります。

（4）第52回会員研修旅行

本年度の会員研修旅行は「山陰の名園と伝統・文化にふれる旅」と題し、鳥取砂丘・出雲大社・世界遺産石見銀山・足立美術館等を三日間で訪れ、山陰の伝統・文化や名湯温泉を満喫し、郷土の味覚を堪能いただくという盛り沢山な内容に加え、青色会ならではの企画を随所に散りばめ、5月中旬から800名の参加を目途に実施いたします。

またさらに、日本の歴史的な文化や伝統を見学し体験いただけるような、魅力的な旅行も企画実施して参ります。

6 組織運営等

（1）役員等の改選準備等

明年度は、会を支える重要な役割を担い業務執行の決定に参画する「理事」、業務執行状況を監査する「監事」の改選年（任期：平成27年6月通常総会迄）にあたることから、定款等に則り次期役員を選考に努めて参ります。また、当会の社員として、総会に出席し重要事項を決議する「代議員」におきまいては「代議員選挙に関する細則」に沿い選出を行って参ります。

なお、公益社団法人に移行し1年が経過したことから、監督官庁である神奈川県への定期提出書類の提出や立入検査への対応等事務についても的確に行って参ります。

（2）会勢拡大と財政基盤の確立

公益社団法人化した当会が、今後も安定的に運営を行うためには、会組織の勢力拡大並びに財政基盤の強化が必要不可欠であることから、一昨年に策定された「会勢拡大報告書」の方策に改善を加え、会員の特典を拡大するなか、役職員一丸となり効果的に会勢拡大運動を継続実施することで、会財政基盤の強化にも努めて参ります。

なお、公益社団法人への移行に伴い、当会の活動区域が神奈川県全域に拡

大したことを受け、納税者の利益性を高めるために、近隣の青色申告会等との連携・強調を図り、事業の共催や支援を図るなかに、記帳支援事業等の公益目的事業を、積極的に展開して参ります。

また、会員情報管理システムの改善に努め、会事業の利用状況をデータ化した上で、会員のニーズを分析し、会員が必要としている事業及び制度等を的確に周知することで、事業経営の合理化及び生活の支援を図って参ります。

さらに、会員特典の充実に努めるなかに、人の繋がりを重視した役職員及び会員からの紹介運動等を通し、積極的に会員増強を図ることで、平成26年度末の正会員数目標（八千名）の達成を目指して参ります。

また、準会員につきましても、会員の資格要件が拡大され、団体・法人の登録も可能となっていることから、友誼団体等へ理解の輪をさらに広げて参ります。

（3）中期3ヵ年経営計画の策定（平成27年度～平成29年度）

当会は自律的な納税者団体として、今後も安定的に発展できる仕組み作りをすることが急務なことから、成熟経済のなかで、高齢化・IT化・国際化が進展するなどの経営環境の時代にあって、将来に向かって会のあるべき姿を明確化し、企業の視点で戦略を立て、限られた経営資源を活かし選択と集中による会運営を行うことが極めて重要であることから、経営の羅針盤とも言われる「経営計画」を早期に策定して参ります。

その他、本会定款3条（目的）を達成するため、通年開催している諸事業等についても継続実施します。

以上